

財団法人 新潟市体育協会加盟団体に関する規程

第1条 この規程は、財団法人新潟市体育協会（以下「本会」という。）寄附行為第5条による加盟団体の遵守事項を定めることを目的とする。

第2条 加盟団体は、本会及び、本会の加盟団体及びその他関係団体との連携を密にし、新潟市のスポーツ振興に努めるものとする。

第3条 加盟団体は、次の事業を実施しなければならない。

- (1) 市民を対象とした競技会又は集会等の事業
- (2) 講習会、研修会等普及の事業
- (3) 市民総合体育祭への参加事業

第4条 加盟団体は、本会寄附行為、諸規程及び会議の決定を遵守し、本会の事業に積極的に協力、参加しなければならない。

第5条 加盟団体は、毎年4月末までに事業計画書、事業実績報告書、予算書及び決算書を本会会長に提出しなければならない。

第6条 本会に加盟しようとする団体は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 市民の体力づくり、スポーツ・レクリエーション活動の普及及び研修事業を実施し、その成果が期待でき、本会寄附行為、諸規程を遵守できる団体
- (2) 団体構成員は、在住、在勤、在学者を対象に30名以上とし、宗教、政治及び営利を目的としないこと
- (3) その団体種目が本会や既加盟団体と重複、競合しないものであること

第7条 加盟しようとする団体は、次の事項を記載した加盟申請書を本会会長に提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 事務所の所在地及び代表者の住所氏名
- (3) 団体設立の目的及び設立年月日
- (4) 規約
- (5) 役員名簿・会員名簿
- (6) 事業計画書・予算書
- (7) その他の参考資料

第8条 本会会長は、前条の加盟申込みを受理したとき理事会に諮り、理事会の議決を経て承認するものとする。